

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助 のお知らせ

都市建設課 ☎(64) 7707

町では、震災に強いまちづく

りを進めるため、木造住宅の耐震診断事業・耐震改修補助事業などを行っています。耐震診断のみでも申し込めます。申し込みには一定の要件を満たしている必要があります。耐震改修補助事業は、耐震診断の結果と一定の要件を満たしている必要があります。また、平成29年度から「耐震シエルト等設置」支援を開始します。

【木造住宅耐震診断事業】

- 対象となる建物 次の要件にすべて該当する住宅
- ①昭和56年5月31日以前に着工していること
 - ②木造在来軸組工法で建築された平屋建てまたは2階建てであること
 - ③一戸建て住宅または併用住宅（1/2以上が住宅）であること

耐震診断の費用

- ①耐震診断費 無料
 - ②診断者交通費千円を個人負担していただきます。
- 耐震診断を行う人（社）群馬県建築士事務所協会に登録

録された建築士の資格を持つ

格者が診断を行います。耐震診断の内容 耐震診断調査者が設計図書などを基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかわかり、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。申請方法 事業に該当するか確認します。まずは都市建設課までご連絡ください。

診断に必要な書類

- ①派遣申請書「都市建設課（役場2階①番窓口）」にあります
- ②建築確認通知書および添付図書（写し）※ない場合は壁の位置や間取りがわかるような平面図を描いていたければ大丈夫です。

募集戸数 5戸

募集期限 9月29日（金）

※募集戸数になり次第終了。

【木造住宅耐震改修補助事業】

一定の要件を満たした木造住宅の耐震改修に対し、補助金（耐震改修経費1/2限度額80万円/戸）交付制度があります。希望する人は期限まで

でにお申し込みください。

補助対象者

- ①耐震診断結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を所有する人
- ②町民税の滞納をしていない人

補助対象となる建物

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築した住宅
- ②在来軸組工法で建築された階数2以下のもの
- ③戸建て住宅または併用住宅（1/2以上が住宅）であること

補助対象の耐震改修工事

- ①耐震診断による総合評点が1.0未満の木造住宅について、耐震性の判断基準に関わる上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事を

②改修工事を平成30年3月30日（金）までに完了する工事

補助金額 リフォームを除く設計費、工事費、工事管理費

で1/2の額（上限80万円）

募集戸数 2戸

募集期限 9月29日（金）

※募集戸数になり次第終了。

交付手続き 都市建設課まで

申請をお願いします。

東部スポーツ広場パーペキョー場 利用方法のお知らせ

土・日曜日、祝日などは予約制になりました

都市建設課 ☎(64) 7707

4月～10月の土・日曜日、祝日などの利用について、予約制を開始しています。

近隣への路上駐車やゴミの投棄などもあり、予約制により状況の改善を図るため、皆さんのご協力をお願いします。

予約制対象日 4月～10月の土・日曜日、祝日

利用時間 午前8時30分～午後5時（全日）

利用可能数 12サイト（公園内のテーブルを基準に1サイトとし、1サイト上限10人程度）

予約受付期間 利用日の1カ月前から利用日の前日まで

予約受付窓口 総合運動公園管理棟 住所 宇貫481 ☎(65) 9530

※休館日の受け付けはできませんので、ご了承ください。休館日は月曜日（祝日など）の場合は翌日）

※電話予約はできません。直接窓口までお越しください。

注意事項
・混雑防止のため、車両は乗り合わせて最小限での利用をお願いします。

・予約は1グループ2サイトまでとします。

・ゴミは責任を持って持ち帰ってください。

・予約受付後は、利用控え券を当日係員に提出してください。

・キャンセルの場合は、前日の午後5時までに受付窓口までご連絡ください。（予約券の譲渡はできません）

・利用にあたり、危険行為や不法行為が確認された場合は、利用を禁止させていただきます。

